

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により北上市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成19年2月2日

県南広域振興局長 酒井俊巳

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス北上江釣子店・ツルハドラッグ北上江釣子店 北上市上江釣子第6地割 33番1ほか
 - 2 届出者の氏名又は名称
 - (1) 株式会社ジョイス
 - (2) 株式会社ツルハ
 - 3 北上市から聴取した意見の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
開店後に生じる生活環境問題について、誠実に実効ある対応策を講じるほか、これらに対応する連絡先・窓口について周知を図られたい。
 - (2) 駐車需要の充足等交通に係る事項
店舗が主要幹線道路に接していることから、店舗周辺の円滑な交通処理が行われるよう、来客車両への経路案内の周知徹底を図るとともに、休日や年末年始等、多くの集客が見込まれる場合は、誘導員を配置するなどの対応をされたい。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の排出については、資源循環型社会の形成推進の趣旨に沿った、分別・リサイクルによる処理に努められたい。
 - (4) 防災・防犯対策への協力
来客者が駐車場を利用することができる時間帯以外は車両の進入を制限し、夜間に青年等のたまり場とならないよう、管理の徹底を図られたい。
 - (5) 騒音の発生に係る事項
 - ア 騒音規制法の特定施設又は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の騒音発生施設に該当する施設を設置する場合は、当該法令による届出等手続きに遺漏のないようにされたい。
 - イ アイドリングストップの奨励及び励行を図られたい。
 - ウ 駐車場等の除排雪作業を行う場合は、地元自治会等と協議するなどし、地域住民の生活に支障を来たすことのないよう対応されたい。
- 備考 本公告に係る北上市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び北上市役所に備えておいて縦覧に供する。